

運 営 規 程

社会福祉法人 元気村

短期入所生活介護事業所 かわぐち翔裕園
(短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気村（以下「事業者」という。）が開設する指定短期入所生活介護事業所かわぐち翔裕園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という」）に対し、適正な指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 事業所の職員は、要介護者〔要支援者〕の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護事業所かわぐち翔裕園
- (2) 所在地 埼玉県川口市赤芝新田114-1
- (3) 入居定員 10名
(ユニット型施設併設・空床型 ユニット数1 ユニット定員10名)

(事業所の職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護老人福祉施設管理者）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人（非常勤）
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1人（常勤）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 4人（常勤換算）以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (6) 栄養士・管理栄養士 1人以上
栄養士・管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- (8) 事務職員 2人以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入居し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- (3) 相当期間（概ね連続する4日以上）にわたり継続して入居する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (4) 事業所は事業の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業所は介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (6) 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (7) 事業所は褥瘡対策指針を定め、褥瘡の発生を防止するための体制の整備と適切な介護サービスを提供する。
- (8) 事業所は衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらい、必要な措置を講じる。

(通常の事業実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、川口市、草加市、蕨市、さいたま市緑区、さいたま市南区の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額と食事及び滞在費の標準負担の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 滞在費（ユニット型個室） 重要事項説明書の通り
- (2) 食費 重要事項説明書の通り
- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
- (4) 理美容代 実費
- (5) レクリエーション、クラブ活動にかかる費用 実費
- (6) その他日常生活上の便宜に係る費用 重要事項説明書記載の通り

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 事業所は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更することが出来る。

5 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 サービス提供時に入居者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

- 第9条 事業者は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、提供した介護等サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 事業所は、提供した介護等サービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(通常の送迎の実施地域)

- 第8条 通常の送迎の実施地域は、久喜市、加須市、白岡市を区域とする。通常の送迎の実施地域外の送迎サービスの提供を受け入れる場合は別途往復費用(1km100円)を走行距離に応じて徴収する。
上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対し事前の書面にて説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 利用者に対する指定短期入所生活介護等に提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあたっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第10条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 施設は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所は、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所が得た入居者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 4 従業員であった者に、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 宗教その他信条の相違などで他人を攻撃し、自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。
- (3) 火気の取扱いに注意すること。
- (4) けんか、口論、泥酔、販売行為、誹謗中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 宗教活動は他人に迷惑をかけない範囲で行い、宗教の勧誘、特定の政治活動等を行わないこと。
- (6) 利用者は、生活環境の保全のため施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力すること。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営についての留意事項)

第15条 施設は、**全ての無資格の介護職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。**

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年間研修計画に沿い実施

2 従業者は、施設が行う年1回の健康診断を受診する。また、夜勤に従事する者は年2回の健康診断を受診する。

3 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は社会福祉法人元気村理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。